

中学校ブロック連携支援教員配置事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市立の保育園、幼稚園、小学校及び中学校（以下「学校」という。）が各中学校区の保幼小中連携を推進するにあたり、各中学校区の主たる担当教員の職務遂行を支援するため、中学校ブロック連携支援教員（以下、「支援教員」という）を配置し、もって保幼小中連携の推進に資することを目的とする。

(所属及び職務)

第2 支援教員は、教育長が定める学校に所属する。

- 2 支援教員は、その所属する学校の校長（以下「校長」という。）の指示を受け、次に掲げる職務を行う。
- (1) 保幼小中連携推進担当教員の授業の一部を行うこと。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、校長が必要と認める職務を行うこと。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、学校における学習指導に関し、教育長が必要と認めること。

(資格)

第3 支援教員は、次の各号のいずれにも該当する者をもって充てる。

- (1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第3条第2項に規定する各相当学校の教員の相当免許を有すること。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条各号の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 教員としての職務を遂行するために必要な熱意、識見及び健康を有する者であること。

(退職の申出)

第4 支援教員は、自己の都合によりその職を退こうとするときは、遅滞なく、その旨を教育委員会に申し出なければならない。

(活動の制限)

第5 支援教員は、教育委員会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援教員の職を行うことができない。

- (1) 法令、規則及び要綱等の規定に違反するおそれがある場合。
- (2) その他、支援教員としての活動を行うことが不適当と認められる場合。

(活動の期間及び回数)

第6 活動期間は、教育長が配置を決定した日からその年度末までとし、活動時間及び活動回数は、教育長が別に定める。

(報償金)

第7 第6の報償金の額、及びその方法は、教育長が別に定める。

(服務)

第8 支援教員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 校長の指揮監督を受け、その命令に従うこと。
- (2) 職務を民主的かつ能率的に処理すること。
- (3) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。その職を退いた後も、また、同様とする。
- (4) 誠実かつ公正に勤務すること。
- (5) 職務を利用して自己の利益を図り、又は不正な行為を行わないこと。

(補足)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。